

# 70 安全保障理事会決議二〇九四(核不拡散・北朝鮮)(抜粋)

採 択 二〇一三年三月七日安保理第六九三回會合  
三月九日官報外務省告示八三三〇

安全保障理事会は、(中略)

核、化学及び生物兵器並びにその運搬手段の拡散が、国際的平和及び安全に対する脅威を構成することを再確認し、

北朝鮮が、国際社会が有するその安全保障上及び人道上の懸念に対応することが重要であることを再度強調し、(中略)

北朝鮮の実施中の核及び弾道ミサイル関連活動が地域内外の緊張を更に増大させていることに深刻な懸念を表明するとともに、国際的平和及び安全に対する明白な脅威が引き続き存在することを認定し、

国際連合憲章第七章の下で行動し、同憲章第四条に基づく措置をとって、

1 北朝鮮が、理事会の関連する決議に違反し、甚だしく無視し強いて表現で非難する。

10 決議第一七二八号(二〇〇六年)8(e)の規定に定める措置及び決議第一七二八号(二〇〇六年)10の規定に定める免除は、ある国が指定された個人若しくは団体の代理として若しくはその指示により活動を行っていることと決定した個人又は制裁回避を支援し若しくは決議第一七二八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)及びこの決議の規定に違反する個人に対して適用されることを決定し、さらに、そのような個人が北朝鮮国民である場合には、各国は、司法手続の実施のため又は専ら医療、安全若しくはその他の人道的目的のために若しくはその個人が存在が必要とされない限り、適用可能な国内法及び国際法に従い、北朝鮮への送還を目的としてその個人を自国から追放することを決定する。ただし、この規定のいかなるものも、国際連合の業務を実施するために北朝鮮政府代表者が国際連合本部へ移動することを妨げるものではない。

11 加盟国が、決議第一七二八号(二〇〇六年)8(d)及び8(e)の規定に基づき義務の履行に加え、北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第一七二八号(二〇〇六年)及びこの決議により禁止されたその他の活動又は決議第一七二八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)若しくはこの決議により課された措置の回避に貢献し得る金融サービスは、

決議により課された措置の回避に貢献し得る金融サービスの提供、又は自国の領域への、自国の領域を通じて若しくは自国の領域からを含む、又は自国民、自国の法律の下で組織された団体(海外の支店を含む)、自国の領域内の若しくは金融機関に対する若しくはこれらによる、大量の現金を含む、いかなる金融もその他の財産又は資産の移転も防止することを決定する。自国の領域内、又は今後自国の領域内に入る、自国の管轄権に服する、又は今後自国の管轄権に服することとなる、前記の計画又は活動に関連するいかなる金融又はその他の財産又は資産の凍結、及び、自国の権限及び国内法令に従った、すべてのそのような取引を防止するための監視の強化の適用を含む。

12 各国に対し、当該活動が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第一七二八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)及びこの決議により禁止されているその他の活動又は決議第一七二八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)若しくはこの決議により課された措置の回避に貢献し得ると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、金融サービスの供給を

13 各国に対し、当該金融サービスが北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第一七二八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)及びこの決議により禁止されているその他の活動に貢献し得ると信じる合理的根拠があることを示す情報がある場合には、自国の領域内又は自国の管轄権の下での金融機関に、北朝鮮において代表事務所、子会社

14 又は銀行口座の開設を禁止する適切な措置をとるよう要請する。また加盟国が、当該金融サービスが北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第一七二八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)若しくはこの決議により禁止されているその他の活動又は決議第一七二八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)若しくはこの決議により課された措置の回避に貢献し得る場合には、北朝鮮との貿易のための公的な金融支援のような貿易に関与する自国の国民又は団体に対して輸出信用、保証又は保険の供与を行うことを含む)を提供しないことを決定する。

15 又銀行口座の開設を禁止する適切な措置をとるよう要請する。また加盟国が、当該金融サービスが北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第一七二八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)若しくはこの決議により禁止されているその他の活動又は決議第一七二八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)若しくはこの決議により課された措置の回避に貢献し得る場合には、北朝鮮との貿易のための公的な金融支援のような貿易に関与する自国の国民又は団体に対して輸出信用、保証又は保険の供与を行うことを含む)を提供しないことを決定する。

16 又銀行口座の開設を禁止する適切な措置をとるよう要請する。また加盟国が、当該金融サービスが北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第一七二八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)若しくはこの決議により禁止されているその他の活動又は決議第一七二八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)若しくはこの決議により課された措置の回避に貢献し得る場合には、北朝鮮との貿易のための公的な金融支援のような貿易に関与する自国の国民又は団体に対して輸出信用、保証又は保険の供与を行うことを含む)を提供しないことを決定する。

17 船舶の旗国が検査を認めた後に当該船舶がそのような検査を拒否した場合には北朝鮮籍船舶の船舶が決議第一八七四号(二〇〇九年)12の規定に従った検査を拒否した場合には、検査のために必要とされる場合、緊急事態の場合又は当該船舶の出発港に戻る場合を除き、すべてが、当該船舶が自国の港に入ることを拒むことを決定し、さらに、船舶により検査を拒否されたいかなる国も委員会に対し当該事案を速やかに報告することを決定する。

18 各国に対し、当該航空機が決議第一七二八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)又はこの決議により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を積載していることと信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、緊急着陸の合理的根拠を除き、自国の領域への離着陸又は上空通過の許可を与えないことを要請する。

19 船舶の旗国が検査を認めた後に当該船舶がそのような検査を拒否した場合には北朝鮮籍船舶の船舶が決議第一八七四号(二〇〇九年)12の規定に従った検査を拒否した場合には、検査のために必要とされる場合、緊急事態の場合又は当該船舶の出発港に戻る場合を除き、すべてが、当該船舶が自国の港に入ることを拒むことを決定し、さらに、船舶により検査を拒否されたいかなる国も委員会に対し当該事案を速やかに報告することを決定する。

20 各国に対し、当該航空機が決議第一七二八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)又はこの決議により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を積載していることと信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、緊急着陸の合理的根拠を除き、自国の領域への離着陸又は上空通過の許可を与えないことを要請する。

附属書 I 渡航禁止/資産凍結 (略)



附屬書 II 資產凍結 (略)  
附屬書 III 品目、資材、機材、物品及び技術 (略)  
附屬書 IV 奢侈品 (略)

